

第六十三号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「又は」の下に「当該控除することができなかった金額のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第二十四条の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所

得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出することができる。

第二十七条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第二十九条中「及び」を「、」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十二条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の下に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第四項及び第五項中「によつて」を「により」に改める。

第三十四条中「第五号の十五様式」の下に「若しくは第五号の十五の二様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三十五条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「通知によつて」を「通知により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係

過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるとき、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第三十五条の二第一項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「において」を「には」に改め、「及び均等割額」の下に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第三十五条の五において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第二号及び同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第三十五条の六第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「方法によつて」を「方法により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第三十九条第一項第一号二中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の下に「及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第五十一条の三第一項及び第五項並びに第五十二条第一項中「第三十四号の二

の五様式」の下に「又は第三十四号の二の五の二様式」を加える。

付則第四条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

付則第五条の三第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

付則第五条の四の見出し中「非課税、」を削り、同条第四項を削る。

付則第五条の七第三項を削る。

付則第六条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年

四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日

の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七

項中「附則第三十条第七項」を「附則第三十条第三項」に、「三輪以上のガソリ

ン軽自動車」を「三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリ

ン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改

め、「当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割

に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、

「令和五年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度

分」に、「第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号イ(2)中「三千九百円」

とあるのは「二千円」と、同号イ(3)(i)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「附則第三十条第八項」を「附則第三十条第四項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「三千元」と、同号イ(3)(i)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」」に改め、同項を同条第四項とする。

付則第七条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

付則第十一条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条の二第二項並びに第二十七条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第二十九条、第三十二条、第三十五条、

第三十五条の二及び第三十五条の六の改正規定並びに付則第五条の三第四項及び第七条第三項の改正規定並びに次条第一項並びに付則第三条第一項（この条例による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第七条第三項に係る部分に限る。）及び第三項の規定 令和六年一月一日

二 第二十四条の二の改正規定及び次条第二項の規定 令和七年一月一日
（区民税に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定による改正後の江戸川区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けらるべき江戸川区特別区税条例第二十四条の二第一項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十九条第一項第一号ニ及び付則第七条第三項の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得されたこの条

例による改正前の江戸川区特別区税条例付則第五条の四第四項及び第五条の七第三項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第五条の三第四項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例付則第六条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い、軽自動車税の種別割に特定小型原動機付自転車を追加するとともに、国税である森林環境税の賦課徴収の方法を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。